

研究・イノベーション学会 組織改革委員会規程

研究・イノベーション学会（以下「学会」という。）の企画会議の下に設置された組織改革委員会について、その趣旨、要件、手続き等を以下のとおり定めることとする。

1. 組織改革委員会の趣旨と権限

- ・会則などの諸規定ならびに運用に関する課題の抽出、解決策の検討ならびに提案
- ・学会活動のより活性化に向けた法人化の検討ならびに提案
- ・上記を達成するための学会内諸組織体との意見交換、提案

2. 組織改革委員会の構成員

- ・委員長（1名）
- ・副委員長（1名）
- ・委員（10名以内）
- ・アドバイザー（各筆頭理事、事務局担当理事、各委員長）
- ・顧問（若干名）

組織改革委員会には、その審議、議決に必要な関係者をオブザーバーとして参加させることができる。

委員長、副委員長は会長が指名し、委員長は総会で、副委員長は企画会議で決定する。委員および顧問は正副委員長の推薦に基づき企画会議で決定する。任期は2年とし、重任を妨げないものとする。

アドバイザーは、各筆頭理事、事務局担当理事、各委員長の充て職とする。

3. 組織改革委員会の運営方針

組織改革委員会は必要に応じ適宜開催する。

顧問、アドバイザーは適宜ご参画いただく。

委員長は総務理事会に出席して、定期的に審議結果を報告する。

委員長は企画会議の委員とする。

電子メールや Web会議等での審議等、対面ではない開催を妨げないものとする。

※策定 2020 年 10 月理事会決定、同年 10 月総会報告

※改訂 2021 年 10 月理事会決定、同年 10 月総会報告